

**花月園観光株式会社株式
96,678株の売却**

公募要項

令和5年1月27日

横浜市

A 公募手続き

1 概要

本募集要項は、本市が保有する花月園観光株式会社の株式の売却先を公募するに当たって、応募資格や売却先の選定手続き等、必要な事項を明らかにするものである。

2 売却対象

市が保有する花月園観光株式会社の株式 96,678株について、売却を行う。

3 株式の内容

- (1) 発行会社：花月園観光株式会社
(所在地：〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 法人番号：5020001016930)
- (2) 株式の種類：普通株式
- (3) 数量：96,678株（発行済株式総数株…1,766,600株）
- (4) 最低売却価格：18,562,176円（1株当たり192円×96,678株）
※96,678株の一括売却となり、一部売却はできません。

4 入札実施日程

令和5年2月24日（金）

- (1) 入札参加申込期間
令和5年1月27日（金）～令和5年2月6日（月）
- (2) 入札日時
令和5年2月24日（金） 午前9時15分
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎31階 共用会議室31 S-03

5 参加資格

応募者は、次の(1)～(7)の要件に該当する個人または法人とする。また、本件応募者が、入札参加意向申出書提出時から、契約締結時までいずれかの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。

- (1) 地方自治法第238条の3の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 横浜市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら準ずる者をいう）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう）に該当しない者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等ではない者

- (6) 横浜市契約規則第19条に違反している事実がない者
- (7) 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていない者

6 応募書類等の取扱

(1) 応募書類等の公表

本件応募者が本件公募に関連して本市へ提出した応募書類等（以下「応募書類」という。）は、本件公募実施に関する報告のため市が必要と認める場合及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 横浜市条例第1号）に基づく場合は公表の対象となる。

(2) 応募書類の返却

応募書類は返却しないものとする。

(3) 著作権

応募書類等の著作権は本件応募者に帰属する。ただし、今後審査結果を公表する等のため市が必要と認める場合には、本市は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

7 担保責任

市は、株式についての下記事項に係る担保責任を除き、担保責任を負わないものとする。

- (1) 市は、花月園観光株式会社の株式96,678株を適法かつ有効に保有する株主であること。
- (2) 市の保有する花月園観光株式会社の株式については、担保権、譲渡の約束（本件公募手続における応募者に対するものを除く。）、譲渡の禁止その他いかなる制限又は負担がついておらず、花月園観光株式会社の株式を譲渡する権限を有していること。

B 売却対象会社概要

1 会社概要

会社名 花月園観光株式会社
代表者 代表取締役 松尾 嘉之輔
本店所在地 〒231-0062 横浜市中区桜木町一丁目1番地
主たる事業 公営競技（競輪・オートレース・地方競馬）の専用場外売場の施設賃貸、
運營業務受託
発行済株式総数 1,766,600株

C 公募スケジュール

公募開始後、株式譲渡に至るまでのスケジュールは概ね次のとおりである。

項目	期間
公募開始	令和5年1月27日（金）
公募要項・入札関係資料の配布	令和5年1月27日（金）～令和5年2月6日（月）
質問書の提出	令和5年1月27日（金）～令和5年2月1日（水）
質問書への回答	令和5年2月6日（月）
公募型指名競争入札参加意向申出書・資格審査申請書類の提出期限	令和5年2月6日（月）午後5時
指名・非指名通知日	令和5年2月15日（水）
入札及び開札の実施	令和5年2月24日（金） （郵便による入札の場合には、書留郵便又は簡易書留郵便により令和5年2月23日（木）午後5時までに経済局政策調整部総務課へ必着のこと）
契約締結	令和5年3月6日（予定）

D 入札参加申込及び資格審査等

1 入札関係資料の配付

(1) 配布期間

令和5年1月27日（金）から令和5年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）
※受付時間：午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 配布場所

横浜市経済局政策調整部総務課（市庁舎31階）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL：045-671-2582

上記で配付するほか、横浜市ホームページからダウンロードできる。
（ホームページアドレス）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/keizai/keiyaku20230127.html>

(3) 配布資料

- ア 公募要項
- イ 様式

2 質問書の提出

(1) 受付期間

令和5年1月27日（金）から令和5年2月1日（水）まで

(2) 質問書の提出方法

「質問書」（様式3）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

件名：【提出】花月園観光株式会社株式 96,678株の売却 質問書の提出について

提出先：横浜市経済局政策調整部総務課

電子メールアドレス：ke-somu@city.yokohama.jp

電話：045-671-2582

※送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

※質問書を提出した場合においても、入札参加申込書の提出を辞退できるものとする。

(3) 質問書への回答

提出された質問書への回答は、横浜市ホームページに公表する。

回答日時：令和5年2月6日（月）

（ホームページアドレス）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/keizai/keiyaku20230127.html>

3 入札参加申込書類の提出

(1) 受付期間

令和5年1月27日(金)～令和5年2月6日(月)

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

※受付時間：午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 受付場所

横浜市経済局政策調整部総務課(市庁舎31階)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-2582

(3) 提出方法

持参又は郵送。

ア 持参の場合

受付場所にて、提出書類を職員に手渡しすること。

イ 郵送の場合

受付場所に締切日**必着**とする。書留郵便又は簡易書留郵便によること。

また、送付した旨を担当者に電話又はメールで報告し、到着の確認を取ること。

(4) 提出資料

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書【様式1】

イ 誓約書【様式2-1】

ウ (法人の場合) 役員名簿【様式2-2】

エ 法人の場合：法人登記簿謄本 又は 代表者事項証明書【発行日から3ヶ月以内のもの】

オ 個人の場合：(ア)住民票※1【発行日から3ヶ月以内のもの】

(イ)身分証明書※2【発行日から3ヶ月以内のもの】

(ウ)登記されていないことの証明書※3【発行日から3ヶ月以内のもの】

※1 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

※2 本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類

※3 各地方方法務局(本局)が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明を取得すること。

4 資格審査

(1) 入札参加資格の確認

本件応募者からの入札参加申込受付後、経済局にて入札参加資格の有無を確認する。確認の結果、入札参加資格が無い者又は入札参加の制限を受けている者は、入札に参加できない。

(2) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、資格審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることがある。

ア 他の本件応募者と資格審査申請書類の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 他の本件応募者に対して資格審査申請書類の内容を意図的に開示すること。

ウ 資格審査申請書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 資格審査結果通知

資格申請者の審査結果は、令和5年2月15日（水）に、本件応募者に対して、公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書により通知する。

6 有資格者への配付資料

- (1) 入札書
- (2) 入札保証金納付書
- (3) 入札保証金返還請求書

E 入札及び開札

1 入札及び開札

(1) 日時

令和5年2月24日（金） 午前9時15分

(2) 場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎31階 共用会議室31 S-02

※入札は入札書の持参又は郵送により行うことができる。

※郵送の場合には、下記「持参書類」及び返信用の封筒を添え、書留郵便又は簡易書留郵便により令和5年2月23日（木）午後5時までに下記送付先あて送付すること（必着）。

※二重封筒とし、中封筒に入札書（日付は開札日とすること）を入れ、密封のうえ封筒に個人名または法人名を朱書きし、外封筒には件名、開札日とともに「入札書在中」と朱書きすること。

※郵送をした日に、その旨を電話にて連絡すること。

<送付先>

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局政策調整部総務課 株式入札担当 行

TEL：045-671-2582

2 持参書類

- (1) 公募型指名競争入札指名通知書 または 公募型指名競争入札参加申出書（写し）
- (2) 入札書及び入札用封筒
- (3) 入札保証金納付書の領収書（写）
- (4) 入札保証金返還請求書

※予め記入しておくこと。

※郵送による入札の場合、上記書類及び返信用封筒を入札書に添えて提出すること。

※入札書、入札保証金納付書、入札保証金返還請求書は、公募型指名競争入札指名通知書とともに該当者あて送付する。

3 入札方法

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により入札前日（令和5年2月23日（木））までに指定する金融機関に納付すること。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により還付する。なお、還付には入札終了後2か月程度を要するものとする。

ウ 落札者は入札保証金を契約保証金に充当することができる。

エ 落札者との契約は、落札決定の日の翌日から原則として10日以内に行うこと。落札者の責により株式譲渡契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は本市に帰属する。

(2) 入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入する。郵送による入札の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便により令和5年2月23日（木）午後5時までに経済局政策調整部総務課に届いた入札書のみを有効と認める。入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできない。

(3) 入札金額の表示

入札金額は、総額を記入すること。金額の記入には算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。

4 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 最低売却価格に達しない入札
- (4) 同一の物件に2通以上の入札をした入札
- (5) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (6) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- (7) その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

5 入札の辞退

資格確認又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札の執行前にあたっては、辞退届（様式4）を下記担当課に持参あるいは郵送して行う。

<送付先>

横浜市経済局政策調整部総務課 株式入札担当（市庁舎31階）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-2582

(2) 入札の執行中にあつては、辞退届（様式4）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行ふ。

6 落札者の決定方法

- (1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行う。開札の結果、最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者又は入札に利害のない市職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札結果は、その場で商号及び入札金額の内容を公表する。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしない。）及び入札金額
- (4) 落札者・落札金額については、横浜市ホームページにおいても公表する。
- (5) 再度の入札は実施しない。

7 契約の締結及び契約保証金

- (1) 落札者は、落札決定通知のあつた日から原則として10日以内に市が用意する内容の株式譲渡契約書（案）（様式5）により契約を締結する。
- (2) 落札者は、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上（円未満切上）の「契約保証金」を市の発行する納入通知書により納付すること。
- (3) 契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、本市に帰属する。

8 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りとする。落札者は、いずれの方法によるか落札決定後に申し出ること。

(1) 売買代金全額を納付する場合

- ア 契約締結後、市の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して30日以内に、売買代金全額を納付すること。
- イ 入札にあたって納付した入札保証金について、売買代金に充当することができる。
- ウ 契約保証金については、売買代金の完納を市が確認した後、契約保証金の還付を行う。
※契約保証金のほかに、契約代金全額を用意することとなるため、留意すること。

(2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

- ア 売買契約締結時に申し出ることにより、売買代金の一部に契約保証金を充当することができる。
- イ 契約締結後、市の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付すること。
- ウ 入札にあたって納付した入札保証金を、契約保証金に充当することができる。
- エ 本市が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行う。手続きの完了をもって、売買代金の完納とする。

9 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納した後、株主名簿管理人に対し株主名簿書換えの手続きを行う。
- (2) 株式の譲渡日は、株式名簿の書き換えが完了した日とする。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

10 その他の注意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えること。)
- (2) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子は付さない。

11 暴力団等の排除

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日に施行された「横浜市暴力団排除条例」第 2 条又は第 7 条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、「神奈川県暴力団排除条例」第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者及び平成 11 年 12 月 7 日に施行された「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体(以下、暴力団等)は、入札への参加及び契約締結はできない。
- (2) 暴力団等でないことを確認するため、入札参加申請時に個人情報を含む誓約書及び役員名簿(法人の場合)を提出された誓約書及び役員名簿に基づき、神奈川県警察本部長および、公安調査庁に対し、暴力団等でないことを確認するため、照会を行う。その際、本市が収集した個人情報を警察および、公安調査庁に提供する。
- (3) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行わない。また、既に契約済みの場合は、契約を解除する。

12 問合せ先等

所属：横浜市経済局政策調整部総務課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話：045-671-2582

様式

様式1 公募型指名競争入札参加意向申出書

様式2-1 誓約書

様式2-2 役員名簿

様式3 質問書

様式4 辞退届

様式5 株式譲渡契約書(案)

提出日を記載

令和〇年 ×月 △日

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

所在地

横浜市中区

代表者、受任者又は個人を特定できる印

商号又は名称

横浜契約株式会社

代表者職氏名

代表取締役 契約 太郎
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



又は押印省略し、「本件責任者及び担当者欄」を記載

押印の省略が可能です。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、提出時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

件名	
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2	正確に記載してください。
3	
4	
5	

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

原則、固定電話番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。

責任者	部署名（任意）	ふり氏	
	△△営業部	ざいせい	はなこ
担当者	連絡先	財政	花子
	045-1234-5678		
責任者	部署名（任意）	ふり氏	
	同上	よこはま	いちろう
担当者	連絡先	横浜	一郎
	045-9999-9999		

代表者氏名と同一の人物である場合も記載してください。

「本件責任者」と同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 日 月 時 分
	確認方法	横浜市使用欄のため、記載不要です。)・電話・メールアドレス
		FAX番号・その他 ()
	本件責任者又は担当者在籍確認した相手方の氏名	

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

連絡先

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和5年 1月 27日

Table with 2 columns: Item No. (1-5) and Item Name (花月園観光株式会社株式 96,678株の売却)

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

Table for contact information of responsible person and manager, including columns for Department Name, Name, and Contact Information.

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

Table for confirmation details, including columns for City (横浜市), Confirmation Method, and Confirmation Date/Time.

第 14 号様式

年 月 日

横浜市長

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、横浜市が横浜市暴力団排除条例に基づき、花月園観光株式会社株式 96,678 株の売却契約（以下「株式売却契約」）により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私は、株式売却契約に際し、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者のいずれにも該当しません。
 - 2 私は、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。
 - 3 私は、私が本誓約書 1 に該当する者であるか否かを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を、神奈川県警察に提供することに同意します。
 - 4 神奈川県警察から通報、又は横浜市の調査により、私が本誓約書 1 で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、横浜市暴力団排除条例及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が株式売却契約を締結しないこと、又は株式売却契約を解除することを承知、かつ同意します。
- (5 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。)

様式第 15 号

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

質 問 書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約件名 花月園観光株式会社株式 96,678 株の売却

上記件名にかかる公募要項の内容等について、次のとおり質問します。

項目 (ページ数等)	質 問 内 容

(注意) 公募要項の内容等について質問がある場合は、「公募要項」に記載された「質問書の提出」の期間内に、この用紙に質問内容を記載し、電子メールで提出すること。

また、送信した旨を提出先へ必ず電話で連絡すること。

〔提出先〕 横浜市経済局政策調整部総務課 (担当者) 高橋

電子メールアドレス : ke-somu@city.yokohama.jp

電話 : 0 4 5 - 6 7 1 - 2 5 8 2

記載例

入札辞退届

提出日を記載

令和〇年 ×月 □日

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。

押印の省略が可能です。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、提出時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

代表者、受任者又は個人を特定できる印

横浜市中区本町6-50-10

横浜契約株式会社

代表取締役 契約 太郎



又は押印省略し、「本件責任者及び担当者欄」を記載

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること

原則、固定電話番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。

部署名 (任意)	ふり氏	
△△営業部	ざいせい	はなこ
連絡先	財政	花子
045-1234-5678		
部署名 (任意)	ふり氏	
同上	よこはま	いちろう
連絡先	横浜	一郎
045-9999-9999		

代表者氏名と同一の人物である場合も記載してください。

「本件責任者」と同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者 在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	横浜市使用欄のため、記載不要です。 確認書類 () ・ F A X 番号
	本件責任者又は担当者 の在籍確認した相手方の氏名	その他 ()

入札辞退届

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印※

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件 名 花月園観光株式会社株式 96,678 株の売却

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名 (任意)	氏名
	連絡先	
担当者	部署名 (任意)	氏名
	連絡先	

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	申請書類・通知書・本人確認書類() 電話・メールアドレス・FAX番号 その他()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

株式売買契約書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

(1) 契約の目的 甲の保有する花月園観光株式会社の株式売払い

(2) 株式の内容

ア 発行会社 花月園観光株式会社

（所在地：〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

法人番号：5020001016930）

イ 株式の種類 普通株式

ウ 数量 96,678 株

(3) 売買代金 金〇〇〇〇円

（契約保証金）

第2条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇円を、この契約締結の日までに甲の発行する納入通知書により横浜市指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、この契約に規定する違約金の額若しくはその一部としないものとする。また、利息は付さないものとする。

3 乙がこの契約に規定する義務を履行しない場合は、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第3条 乙は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、甲の発行する納入通知書により、発行日から30日以内に横浜市指定金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、前条第1項の契約保証金を第1条第3号の売買代金の一部に充当できるものとする。

（株主名簿の書き換え）

第4条 甲は、第3条に規定する納入後速やかに、乙と協力して花月園観光株式会社（以下「丙」という。）に対して丙の株主名簿を甲から乙に書き換えるように請求するものとする。

(譲渡日)

第5条 本件の譲渡日は、丙の株主名簿の書き換えが行われた日とする。

(権利の移転)

第6条 本件株式及び株主としての全ての権利は、前条に規定する譲渡日に、甲から乙へ移転する。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲及び丙の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたときは、この契約を解除することができるものとし、この場合、違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を徴収することができる。

(暴力団排除に係る解除)

第9条 甲は、県警本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第10条 乙は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 乙は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 契約の目的を達成することができないとき。

(2) 甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

(返還金及び利息)

第12条 この契約が解除されたときは、甲は収納済みの売買代金を速やかに乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(訴訟の提起)

第15条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）に基づくほか、甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和5年〇月〇日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇